

令和7年度 第1回
徳島市国民健康保険運営協議会

日時 令和8年2月10日（火）

午前10時から

場所 ホテル千秋閣 7階 鳳の間

1 徳島市の国民健康保険事業の状況

(1) 被保険者数等の状況

被保険者数については、令和4年度～7年度で大きく減少。団塊世代の後期高齢者医療への移行は令和6年度がピークとなり、今後の減少幅は緩やかとなる。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
国保世帯数 [世帯]	31,046	29,901	29,057	28,254
対前年度比 [%]	△ 2.55	△ 3.69	△ 2.82	△ 2.76
国保被保険者数 [人]	45,480	43,083	41,236	39,589
対前年度比 [%]	△ 3.99	△ 5.27	△ 4.29	△ 3.99

※令和7年度については決算見込

(2) 医療費の状況

医療費総額は減少傾向。一人当たり医療費は増加傾向。

(医療の高度化や高額薬剤の保険適用により、一人当たり医療費は増加。)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
国保医療費総額 [百万円]	19,842	19,595	18,940	18,660
対前年度比 [%]	△ 2.63	△ 1.24	△ 3.34	△ 1.48
一人当たり医療費 [円]	436,272	454,805	459,296	471,330
対前年度比 [%]	1.42	4.25	0.99	2.62

※令和7年度については決算見込

(3) 保健事業の状況

特定健康診査受診率は増加。特定保健指導実施率も増加。

人間ドック受診者は横ばい。脳ドック受診者は減少。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
特定健康診査受診率 [%]	35.0	36.2	37.1	集計中
特定保健指導実施率 [%]	57.1	62.6	64.0	集計中
人間ドック受診者数 [人]	1,150	1,118	1,019	1,058
脳ドック受診者数 [人]	582	532	490	444
歯科健康診断 [人]	342	246	333	336

※令和7年度人間ドック・脳ドック受診者数については決算見込

(4) 後発医薬品普及促進の状況

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
通知件数(延) [件]	6,441	5,112	3,778	2,212
一人当たり平均効果額 [円]	2,347	2,363	1,839	1,746

※令和7年度については決算見込

(5) 収納率の状況

令和7年度の現年度分の収納率は横ばいの見込み。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
現年度分収納率 [%]	92.25	92.35	92.55	92.33
対前年度 [ポイント]	0.04	0.10	0.20	△ 0.22
滞納繰越分収納率 [%]	27.92	26.71	26.05	26.04
対前年度 [ポイント]	△ 0.84	△ 1.21	△ 0.66	△ 0.01

※令和7年度については決算見込

(6) 収納率向上対策の取組

多様な納入方法の導入や、未納者への対応として休日納付相談窓口の開設や、夜間電話催告・臨戸訪問を実施。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
口座振替加入率 [%]	37.18	36.59	36.50	35.27
ペイジー利用人数 [人]	540	647	687	407
コンビニ収納件数 [件]	67,944	62,791	61,668	39,003
スマホアプリ利用件数 [件]	3,414	5,070	6,035	4,639

※令和7年度については12月末現在

(7) 国民健康保険事業特別会計決算の状況

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
繰越金 [百万円]	229	258	80	49
実質収支 [百万円]	518	80	49	30
単年度収支 [百万円]	59	△ 438	△ 31	△ 19
実質単年度収支 [百万円]	289	△ 177	△ 100	△ 36

※令和7年度については決算見込

(8) 国民健康保険事業財政調整基金の状況

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
財政調整基金残高 [百万円]	811	1,073	1,003	986

※令和7年度については決算見込

2 徳島市国民健康保険条例改正（案）について

(1) 令和8年度の国民健康保険料に係る賦課限度額の改正

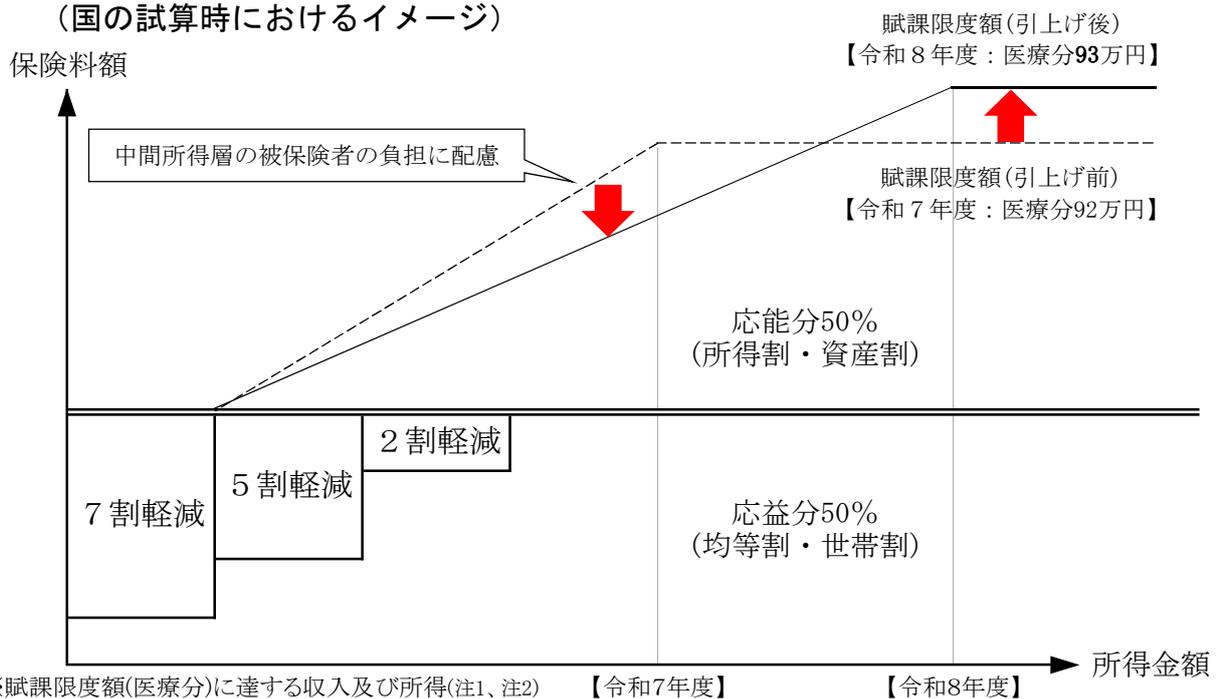
国民健康保険法施行令が改正され、保険料負担の公平を図る目的で、高所得層にも応分の負担を求め、負担感が強いといわれる中間所得層の負担上昇をできる限り抑制するため、賦課限度額が引き上げられた。これに伴い、徳島市国民健康保険条例第13条の6の規定を改正する。

賦課限度額の改正

	令和7年度 (現行)	引上額	令和8年度 (改正案)	(現行基準)	国新基準
基礎分	66万円	1万円	67万円	(66万円)	67万円
後期分	26万円	—	26万円	(26万円)	26万円
介護分	17万円	—	17万円	(17万円)	17万円
計	109万円	1万円	110万円	(109万円)	110万円

【令和8年度に賦課限度額の引上げを行った場合】

(国の試算時におけるイメージ)



※賦課限度額(医療分)に達する収入及び所得(注1、注2)
(基礎賦課分+後期高齢者支援金等分)

【令和7年度】

【令和8年度】

所得金額

給与収入 約1,160万円/年金収入 約1,160万円
(給与所得 約970万円/年金所得 約970万円)

給与収入 約1,170万円/年金収入 約1,170万円
(給与所得 約980万円/年金所得 約980万円)

(注1) 給与収入又は年金収入を有する単身世帯で試算。

(注2) 保険料率は、旧ただし書き・4方式を採用する令和5年度全国平均値で試算。【令和5年度】所得割率9.22%、資産割額10,293円、均等割額31,700円、世帯割額26,649円。同様の考え方で令和8年度の限度額に達する収入を試算すると、3方式の場合には給与収入約1,100万円/年金収入約1,100万円、2方式の場合には給与収入約1,170万円/年金収入約1,170万円。

(2) 国民健康保険料の軽減判定所得基準額の改正

内閣府が消費者物価上昇率（総合）を2.4％程度に上方修正した動向を踏まえ厚生労働省は、5割軽減と2割軽減の軽減判定所得基準額を引き上げた。これに伴い、徳島市国民健康保険条例第15条の規定の改正を行う。

軽減判定所得基準（国民健康保険料応益分）

	令和8年度（改正案）	令和7年度（現行）
7割軽減	43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）	43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）
5割軽減	43万円+ 31.0万円 ×被保険者数 +10万円×（給与所得者等の数-1）	43万円+ 30.5万円 ×被保険者数 +10万円×（給与所得者等の数-1）
2割軽減	43万円+ 57.0万円 ×被保険者数 +10万円×（給与所得者等の数-1）	43万円+ 56.0万円 ×被保険者数 +10万円×（給与所得者等の数-1）

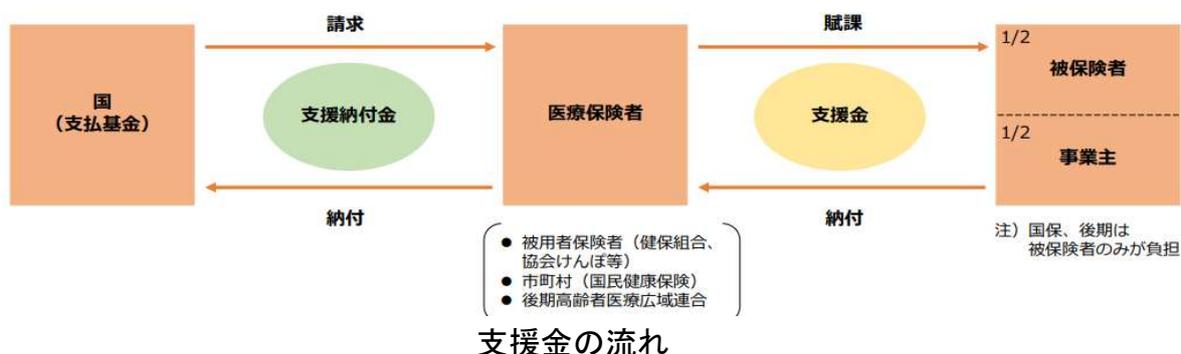
(3) 子ども・子育て支援金制度に係る改正

ア 子ども・子育て支援金制度の概要

こども未来戦略「加速化プラン」で定められた、児童手当の拡充や育休給付の手取り10割相当への拡充など子育て支援の拡充のための財源の一部として、高齢者を含む全ての世代や企業から拠出される「子ども・子育て支援金制度」を令和8年度から段階的に実施することとされた。

徳島市国民健康保険においても、保険料に上乗せする形で令和8年度から支援金分の徴収を開始し、徴収した支援金は「支援納付金」として国に納付する。

これに伴い、徳島市国民健康保険条例についても所要の規定を整備する。



支援金の流れ

イ 国民健康保険における負担額

国民健康保険では、必要とする支援金のうち保険料軽減分を含め23%程度を負担することになり、徳島市においても国の基準に準じ保険料を決定する。

加入者一人当たりの支援金額平均負担額

	令和8年度	令和9年度	令和10年度
一人当たり支援金額 (月額)	200円	300円	400円

ウ 賦課限度額

賦課限度額は、3万円とする。

エ 子ども・子育て支援納付金の軽減措置

既存の低所得者軽減が適用されるとともに、こども（18歳に達する日以後の最初の3月31日である者）についての均等割額は全額軽減される。

3 令和8年度国民健康保険料について

令和8年度の一人当たり保険料を106,319円とする。

(※令和7年度 一人当たり保険料 101,188円)

(1) 令和7年度保険料率

区分	基礎賦課分	後期支援金分	介護納付金分
所得割率	8.30%	3.00%	2.60%
均等割額	32,600円	11,900円	12,500円
平等割額	21,500円	7,700円	6,400円

(2) 県が公表した令和8年度標準保険料率

区分	基礎賦課分	後期支援金分	介護納付金分	子ども・子育て支援納付金分
所得割率	8.71%	2.92%	2.47%	0.28%
均等割額	38,756円	12,929円	12,782円	1,260円
平等割額	25,023円	8,348円	6,394円	818円
18歳以上均等割賦課総額	—	—	—	62円

(3) 試算した令和8年度(仮)保険料率

区分	基礎賦課分	後期支援金分	介護納付金分	子ども・子育て支援納付金分(※)	
				市試算額	仮決定
所得割率	8.30%	3.00%	2.60%	0.23%	0.12%
前年度比較	0.00	0.00	0.00	新設	-0.11%
均等割額	32,600円	11,900円	12,500円	1,200円	600円
前年度比較	0円	0円	0円	新設	△600円
平等割額	21,500円	7,700円	6,400円	800円	400円
前年度比較	0円	0円	0円	新設	△400円

※令和8年度の子ども・子育て支援納付金分については、市の試算額に基づく保険料率から50%軽減し、一人当たり平均負担額を月額200円から月額100円に減額する措置を講ずる。

(4) 令和8年度（仮）保険料率による試算

モデル世帯による収入階層別保険料額（対前年度比）

モデル世帯の設定条件

- ・給与収入世帯 2人世帯（ともに40歳）うち1人に給与収入あり
- ・公的年金収入世帯 2人世帯（ともに65歳）ともに公的年金収入あり

ア 給与収入世帯

[円、%]

給与収入世帯	令和7年度 (A)	令和8年度 (B)	差(B-A) 比較(対前年度)
100万円	77,500	45,200	△ 32,300 △ 41.68
200万円	243,300	245,600	2,300 0.95
300万円	370,500	374,000	3,500 0.94
400万円	473,300	477,600	4,300 0.91
500万円	584,500	589,800	5,300 0.91
600万円	695,700	702,000	6,300 0.91

イ 公的年金収入世帯

[円、%]

公的年金収入世帯	令和7年度 (A)	令和8年度 (B)	差(B-A) 比較(対前年度)
100万円	35,400	35,800	400 1.13
200万円	35,400	35,800	400 1.13
300万円	140,400	142,000	1,600 1.14
400万円	284,300	287,600	3,300 1.16
500万円	356,300	360,400	4,100 1.15

4 保健事業について

(1) 特定健康診査・特定保健指導事業

区分	令和8年度事業概要	R8事業費
特定健康診査	対象者 40～74歳の被保険者全員 受診場所 特定健康診査機関として登録済の 県内医療機関 健診費用 10,570円 自己負担金 1,000円 受診見込 40% (約14,400人)	167,340千円
特定保健指導	直営実施 (健康長寿課) 指導見込 65%	11,204千円

(2) その他の保健事業

区分	令和8年度事業概要	R8事業費
人間ドック助成事業	募集人数 1,360人 (内訳) 婦人科健診 無 830人 婦人科健診 有 530人 自己負担金 婦人科健診 無 11,000円 婦人科健診 有 12,900円	28,967千円
脳ドック助成事業	募集人数 900人 (内訳) 前期 600人 後期 300人 自己負担金 6,500円	13,594千円
はり・きゅう・マッサージ 施術助成事業	助成金等 1回 800円 (1日1回、月3回までを限度に助成) 見込件数 12,000件	9,600千円
歯科健康診断事業	全被保険者を対象とし6、7、8月に無料診断 (令和3年度より、歯周病健診を追加) 見込件数 400件	1,840千円
ヘルスアップ事業	「特定健診継続受診対策」・「早期介入 保健指導」・「生活習慣病重症化予防対策」・ 「糖尿病性腎症重症化予防」・「健康教育」 の各事業を実施する。	6,247千円

区 分	令和8年度事業概要	R8事業費
個人インセンティブ 提供事業	<p><u>努力型</u></p> <p>応募対象 特定健康診査及びがん検診を受診し、且つ健康づくりの取組を行っている被保険者。</p> <p>応募期間 7月～12月 (抽選で、毎月200人に金券を進呈)</p> <p><u>成果型</u></p> <p>前々年度の保健事業の結果、前年度の健診結果で検査値が改善された者(約250人)に金券を進呈。</p> <p>県が実施している健康ポイント事業(テクとく)に医療保険者として参画。</p> <p>働き盛り世代や健康無関心層の健康意識の改善を目的とし、県が配信するアプリにウォーキングや健診の受診などが記録されることで健康ポイントが獲得でき、協力事業者の商品と交換できる。</p>	1,844千円
重複・多剤服薬情報 通知事業	<p>レセプト情報から重複・多剤投与者を抽出し、該当者に服薬情報を通知して、適正な服薬と健康の保持増進を図る。</p> <p>通知は、7月と12月を予定。</p>	3,521千円

5 令和8年度徳島市国民健康保険事業特別会計予算（案）について

歳入歳出当初予算（案）の概要

令和8年度当初予算は、被保険者の減により保険給付費では約2.0億円の減となっているが、国民健康保険事業費納付金では、子ども・子育て支援納付金の納付開始を受け、前年度からほぼ横ばいの額となった。

被保険者が減少している中で、徳島県算定の一人当たり標準保険料は114,278円と前年度より大きく増額となったため、令和8年度の徳島市一人当たり保険料の水準は5,131円増の106,319円とし、なお不足する分を財政調整基金3,000万円を取り崩して対応する。

[千円]

科 目		令和7年度 (A)	令和8年度 (B)	差 (B)-(A)
歳 入	国民健康保険料	3,814,738	3,899,665	84,927
	使用料及び手数料	1,345	1,345	0
	国庫支出金	0	8,318	8,318
	県支出金	17,101,864	16,912,195	△ 189,669
	財産収入	3,471	3,427	△ 44
	繰入金	2,845,790	2,715,206	△ 130,584
	諸収入	33,756	30,006	△ 3,750
	繰越金	29,241	29,812	571
合 計		23,830,205	23,599,974	△ 230,231
歳 出	総務費	753,862	703,115	△ 50,747
	保険給付費	16,815,871	16,617,138	△ 198,733
	国民健康保険事業費納付金	5,963,839	5,967,029	3,190
	保健事業費	246,337	262,440	16,103
	基金積立金	3,471	3,427	△ 44
	公債費	1,000	1,000	0
	諸支出金	35,825	35,825	0
	予備費	10,000	10,000	0
合 計		23,830,205	23,599,974	△ 230,231